

子発 0420 第 8 号
令和 2 年 4 月 20 日

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長
特別区区長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の
特例的な取扱いについて

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては別紙によることとし、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 28 年 8 月 24 日付け雇児発 0824 第 8 号「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備の特例的な取扱いについて」は廃止する。

ただし、令和元年度以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別紙)

児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るための整備

1. 対象事業

受入体制強化（要保護児童数の状況等を踏まえ、児童相談所一時保護施設の新設又は既存施設において定員増を図る必要がある場合等）を図るための整備事業（創設、大規模修繕、増築、増改築、改築及び拡張）を対象とする。

2. 対象施設

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設

3. 交付基礎点数

厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。

4. 交付額の上限について

下記により算出した交付基礎点数の合計に 1,000 円を乗じた額の 2 倍を交付額の上限とする。

ア 定員 1 人当たりの交付基礎点数を適用する場合

交付要綱の別表 2 に掲げる定員 1 人当たりの交付基礎点数に施設の定員数を乗じて得た交付基礎点数

イ 1 世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

交付要綱の別表 2 に掲げる 1 世帯当たりの交付基礎点数に施設の世帯数を乗じて得た交付基礎点数

ウ 1 施設当たり交付基礎点数を適用する場合

交付要綱の別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基礎点数